（別記様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和６年度 |
| 計画主体 | 和歌山県上富田町 |

上富田町鳥獣被害防止計画

　　　　　　　＜連絡先＞

　　　　　　　　担当部署名　上富田町振興課　農林水産班

 所在地　和歌山県西牟婁郡上富田町朝来７６３

　　　　　　　　電話番号　０７３９－３４－２３７０

 ＦＡＸ番号　０７３９－４７－４００５

　　　　　　　　メールアドレス　shinkou@town.kamitonda.wakayama.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。

２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 　対象鳥獣 | 　イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・アライグマ・アナグマ・ハクビシン |
| 　計画期間 |  令和７年度～令和９年度 |
| 　対象地域 | 　上富田町（全域） |

（注）１　計画期間は、３年程度とする。

　　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和５年度）

|  |  |
| --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |
| 品　目 | 被害数値 |
| イノシシ | 果樹・水稲 | 639千円、0.48ha |
| ニホンジカ | 果樹・水稲 | 216千円、0.33ha |
| ニホンザル | 果樹 | 548千円、0.65ha |
| アライグマ | － | － |
| アナグマ | － | － |
| ハクビシン | － | － |
| 計 |  | 1,403千円、1.46ha |

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

|  |
| --- |
| 　近年、上富田町における鳥獣被害は、イノシシ、シカを中心として、農作物等に被害を与えており、ニホンザルの被害についても増加している。令和５年度の農家から届出があった被害額は1,403千円となっているが、未届出分（聞き取り等）を考慮すると相当の被害が予想される。イノシシについて、令和５年度の捕獲数は前年度と比べると大幅に増加しており、未だ上富田町内全域で多くの農作物被害が報告されている。豚熱で減少していた個体数が回復してきていると考えられる。　ニホンジカについて、令和５年度の捕獲数は前年度と比べると増加しており、未だ上富田町内全域で多くの農作物被害が報告されている。原因としては生息数の増加、生息域の拡大などが考えられる。　ニホンザルについては、富田川の左岸部の生馬、岩田、市ノ瀬地区で農作物被害が多く発生しており、民家周辺の圃場などにも被害を及ぼしている。　アライグマ、アナグマについては、農地だけでなく住宅周辺での目撃情報もあり、民家の屋根裏、倉庫を住家とするなど日常の生活空間にも影響を与えており、個体数の増加による農作物被害の発生・拡大が懸念される。　ハクビシンについては、わずかではあるが上富田町内での被害があり、今後上富田町内においても、個体数の増加による農作物被害の発生・拡大が懸念される。 |

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

　　　２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 指標 | 対象鳥獣 | 現状値（令和５年度） | 目標値（令和９年度） |
| 農作物被害額 | イノシシ | 639千円 | 575千円 |
| ニホンジカ | 216千円 | 194千円 |
| ニホンザル | 548千円 | 493千円 |
| アライグマ | － | － |
| アナグマ | － | － |
| ハクビシン | － | － |
| 計 | 1,403千円 | 1,262千円 |
| 被害面積 | イノシシ | 0.48ha | 0.43ha |
| ニホンジカ | 0.33ha | 0.29ha |
| ニホンザル | 0.65ha | 0.58ha |
| アライグマ | － | － |
| アナグマ | － | － |
| ハクビシン | － | － |
| 計 | 1.46ha | 1.3ha |

※令和５年度の被害（現状値）はイノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの３獣種のみであったが、過去の被害状況ではアライグマ、アナグマ、ハクビシンについても被害があるため、これらの獣種を含めて対策を行う。

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

　　　２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | 　上富田猟友会に有害捕獲の協力依頼を行い、狩猟と併せて有害捕獲を推進してきた。有害捕獲については、国、県補助を活用し、捕獲経費への助成を実施している。また、町でアライグマ捕獲用オリの貸出を行っており、被害のある園地等に設置し捕獲を実施している。 | 　猟友会員の高齢化などにより、捕獲の担い手が減少している。また、野生獣の生息数の増加や生息範囲の拡大が懸念されるため、捕獲活動以外の被害防止対策の導入も検討し、捕獲活動の効果を高める必要がある。　 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 　上富田町農業振興協議会による助成金や県の補助金制度を活用して、防護柵、電気柵等を設置している。 また、中山間地域では、直接支払事業の共同取組として、集落で鳥獣害防止対策を行っており、被害防護柵等の設置を実施している。 |  助成金を活用して防護柵を設置、一定の防護効果が得られているが、防護柵未整備地域での被害が未だに多く報告されている。個別柵が多く、今後集団での取組へ誘導すべきである。また、老朽化した柵の継続的管理・更新が必要である。 |
| 生息環境管理その他の取組 | 　町職員も専門的な知識を取得するため、県の農作物鳥獣害対策アドバイザーの認定に係る研修を受講した。　アドバイザーの認定を受けた職員が、町民に対し鳥獣害対策の方法を説明した。 | 　県農作物鳥獣害対策アドバイザーの認定を受けている町職員が数名しかいないため、今後も引き続き人材育成研修に取り組む。　また、得られた知識をもとに、町民に対し具体的な鳥獣害対策の方法を周知していく必要がある。 |

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

　　　２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・

管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果

樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい

て記入する。

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 　上富田町における被害軽減のためには、防護柵等による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲、緩衝帯の設置や餌場の除去等の集落環境を整備する取組を総合的に実施する必要がある。　防護柵については、県単事業や町の補助金等を活用し、個別柵にとどまらず集落を効率的にカバ－できる設置方法を推進する。　有害鳥獣の捕獲については、猟友会による捕獲を行うとともに、県内唯一の射撃場である田辺射撃場を活用し、銃猟による捕獲従事者の育成や捕獲技術の向上を進める。わな猟免許所持者が増加傾向にあるものの、第一種銃猟免許所持者の高齢化が進み、減少傾向にあるため、免許の補助支援事業などを活用し、新たな担い手の確保に努める。また、農家自身による被害防止を推進するため、花火などを使用した追い払い行為や、研修会の開催、地域一体での広域的な被害対策を普及啓発していく。 |

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| 新たな実施隊は設けないが、既存の体制（猟友会へ捕獲依頼）により、捕獲を継続していく。　猟友会上富田分会（７２名） |

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

　　　２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

　　　３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和７年 | イノシシニホンジカニホンザルアライグマアナグマハクビシン | 野生鳥獣については、引き続き猟友会による有害鳥獣捕獲を実施するとともに、農家のわな免許取得を推進する。また、町で貸し出しているアライグマ捕獲用オリも引き続き実施していく。 |
| 令和８年 |
| 令和９年 |

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 　捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 　和歌山県第１３次鳥獣保護管理事業計画や特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。・イノシシ　令和５年度は前年度と比べ目撃数、捕獲数ともに増加傾向にある。今後も農地周辺に出没する個体を中心に、銃器やわなによる捕獲を行い着実な被害減少を目指す。・ニホンジカ令和５年度は前年度と比べると捕獲数が増加しており、農作物被害が未だ多く報告されている。原因としては生息数の顕著な増加、生息域の拡大などが考えられる。今後も農地周辺に出没する個体を中心に、銃器やわなによる捕獲を行い着実な被害減少を目指す。・ニホンザル　有害捕獲を行っているが、被害面積、金額ともに増加しているため、引き続き猟友会と連携して、銃器などでの捕獲を実施して被害減少を目指していく。・アライグマ、アナグマ令和５年度は前年度と比べると捕獲数は増加しているが、依然として目撃情報や被害報告があるため、それに基づき住民と協力しながら捕獲檻を利用した着実な捕獲を継続する。・ハクビシン 今後、上富田町内でも被害が増加することを考慮すると、住民へ周知を徹底するとともに、目撃情報や被害報告に基づき、住民と協力しながら捕獲檻を利用した着実な捕獲を進め、農作物被害への発生抑制に努める。 |

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| イノシシ | ３００ | ３００ | ３００ |
| ニホンジカ | ２７０ | ２７０ | ２７０ |
| ニホンザル | ２０ | ２０ | ２０ |
| アライグマ | ５０ | ５０ | ５０ |
| アナグマ | １０ | １０ | １０ |
| ハクビシン | ５ | ５ | ５ |

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

|  |
| --- |
| 　捕獲等の取組内容 |
| 野生鳥獣の捕獲については、猟友会と協力し、狩猟及び有害捕獲による個体数調整に取り組む。　さらに農家等地元の取組として、集落が主体となり、わなを活用しながら、農地に出没する個体を農地周辺で捕獲していく。 |

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

　　　２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付す

る。

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| ライフル銃は、イノシシ、ニホンジカといった大型獣の捕獲に有効であることから、射撃練習が行える田辺射撃場を他市町村と連携して活用し、人材育成に努め、より効果的な被害防止対策を進める。 |

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| なし | なし（既に権限委譲済み） |

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第４条第３項）。

　　　２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| イノシシニホンジカニホンザル | 防護柵受益面積　3ha延長　1,000m | 防護柵受益面積　3ha 延長　1,000m | 防護柵受益面積　3ha 延長　1,000m |

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

　　　２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| イノシシニホンジカニホンザル | 防護柵の見回り確認老朽化した柵の維持管理・更新花火などによる追い払い活動の実施・研修会の開催 |

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記

　　　入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和７年度 | 全て | ・集落での啓蒙活動、県農作物鳥獣害対策アドバイザーによる指導・餌となる農作物残渣や放任果樹の除去など集落点検実施・田辺市射撃場を活用し、銃猟による捕獲従事者の育成確保、捕獲技術の向上を進める。 |
| 令和８年度 |
| 令和９年度 |

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 上富田町 | 情報収集、連絡調整 |
| 西牟婁振興局 | 情報収集、連絡調整 |
| 白浜警察署 | 情報収集、緊急時における活動協力 |
| 猟友会 | 活動協力、捕獲活動 |
| 鳥獣保護管理員 | 活動協力 |

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
| 猟友会鳥獣保護管理員情報の共有情報の共有上富田町西牟婁振興局白浜警察署広報車による注意喚起活動協力捕獲依頼住民 |

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
|  捕獲した鳥獣の処理については、大半が捕獲現場での処理や埋設が中心であるが、獣肉（イノシシ、ニホンジカ）を地域資源の一つとして有効利用するべく、解体処理施設等について検討したいと考える。 |

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有

効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 | 捕獲した鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）の処理加工については、町内の処理加工施設の整備も含め、地域資源として有効利用するために様々な検討を行っていく。 |
| ペットフード |
| 皮革 |
| その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等） |

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
| 　捕獲した鳥獣の大半が捕獲現場での処理や埋設が中心であり、処理加工施設の整備について今後検討していく必要がある。 |

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
| 処理加工に携わる者の資質の向上や適切な処理の指導ができる人材の育成について、今後検討していく必要がある。 |

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 | 上富田町鳥獣害防止対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 西牟婁振興局 | 情報収集、施策の検討、対策の実施指導 |
| 上富田町 | 施策の立案、対策の実施指導 |
| 和歌山県農業協同組合 | 農家及び地域への知識・技術の普及、被害情報の収集 |
| 地元生産者代表 | 被害情報の提供、対策の検討及び実施 |
| 猟友会上富田分会 | 捕獲の実施（銃猟・わな猟） |
| 野生鳥獣研究者 | 専門家による助言、全体指導 |

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
|  関係機関の名称 | 役割 |
| 和歌山県農業共済組合　南部支所 | 農業共済制度による被害情報の提供 |
| 森林組合 | 林地の適正管理及び地域の点検、被害対策の実施 |
| 株式会社古川銃砲火薬店（田辺射撃場） | 狩猟者の育成・技術向上指導 |

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| 　実施隊は設けないが、農家のわな免許取得を進めながら既存の体制（猟友会の協力）により、捕獲を継続し、関係機関等と連携を図り効果的な捕獲に取り組む。 |

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

　　　２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| 　上富田町鳥獣害防止対策協議会が中心となり、対策を推進していく。また、各種団体や中山間直接支払実施集落、自治会等においても積極的な参加を促進し、集団での取組を進めていく。 |

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
| 着実な被害軽減のためには、防護・捕獲・地域の環境整備の３本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人一人の問題として捉え、集落をあげて取組を進めることが効果的であり重要であると認識している。 |

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の

実施に関し必要な事項について記入する。